



令和 8 年 3 月 4 日
九州地方整備局
佐賀河川事務所

嘉瀬川水系における「第 2 次渇水調整」の開始について (お知らせ)

嘉瀬川水系渇水調整協議会では、2 月 1 9 日に「第 1 回委員会」を開催し、節水等の対応を協議し、2 月 2 0 日より関係利水者等に対する取水制限等を開始したところです。

嘉瀬川ダム上流域では、2 月 2 4 日から現在までに雨が累計 1 0 7 mm 程度降ったことで、ダム貯水率の延命はできたものの回復傾向には至らず、令和 8 年 3 月 3 日時点で嘉瀬川ダムの貯水量は約 4 9 % と未だ減少の一途をたどっています。

こうした状況から、佐賀県より佐賀河川事務所長（嘉瀬川水系渇水調整協議会 会長）あてに農業用水の安定確保を図る更なる水利用の調整要請があったため、「第 2 回委員会」（書面開催）により、3 月 4 日 1 0 時より「第 2 次渇水調整」の合意内容に基づく更なる取水制限等を行います。

水不足から市民生活や社会経済活動への影響を回避するため、引き続き、節水へのご協力をお願い致します。

<参考データ>

①嘉瀬川流域の降雨量

（令和 7 年 11 月以降の月間降雨量）

令和 7 年 11 月：30.1 ㎜（平年比 約 27.7%）、令和 7 年 12 月：64.4 ㎜（平年比 約 76.7%）

令和 8 年 1 月：28.6 ㎜（平年比 約 34.5%）、令和 8 年 2 月：106.5 ㎜（平年比 約 114.9%）、

令和 8 年 3 月：19.9 ㎜（令和 8 年 3 月 3 日 9 時時点）

②嘉瀬側ダムの貯水量及び貯水率（令和 8 年 3 月 3 日 0 時時点）

・貯水量 24,710 千 m³、貯水率 約 48.9%（※利水容量に対する貯水率）

◎嘉瀬川水系渇水調整協議会とは

当協議会は平成 2 4 年 1 0 月に発足し、河川に関する情報提供、各利水者の水利用に関する情報交換等を行い、渇水時において適切な対応が図られるよう、関係する行政機関や自治体及び利水者で構成されています。

【問い合わせ先】

嘉瀬川水系渇水調整協議会事務局 国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所

副 所 長 原 和久

建設専門官 塚 圭介

電話：0952-41-8801（代表）

令和8年3月4日

令和7年度 嘉瀬川水系渇水調整協議会（第2回委員会）
—第2次合意事項—

□委員会における合意事項

- 1) 嘉瀬川流域では、昨年10月以降からの月間降水量が4ヶ月連続で平年値を下回る少雨傾向となっており、2月24日からの雨は60mm程度降ったものの、嘉瀬川の流況は依然厳しい状況である。
令和8年2月20日から第1次渇水調整の合意内容に基づく取水制限等に取り組んでいるが、令和8年3月2日時点で嘉瀬川ダムの貯水量は約49%と未だ減少の一途をたどっているため、以下のとおり、第2次渇水調整を行うものである。
 - ① 農水、上水、工水の取水については5%～40%程度の制限を継続する。
 - ② 嘉瀬川ダムからの不特定用水補給量を10%程度減量から30%程度減量にする。
- 2) 上記、不特定用水補給の減量は、3月4日（水）10時より開始する。
- 3) 関係機関は、嘉瀬川に係る水の利用者に対して、なお一層の節水を促す啓発活動を強化する。
あわせて、農水、上水、工水の取水を嘉瀬川ダム貯水量が40%程度以下となるおそれがある場合は、更なる取水制限の強化を検討する。
- 4) 更なる節水の実施、取水制限の解除等については、今後の状況を見ながら委員会を招集して決定する。

令和7年度 嘉瀬川水系渇水調整協議会規約
委員名簿

機 関 名	役 職
農林水産省 北部九州土地改良調査管理事務所	所 長
佐賀県	県土整備部長
	農林水産部長
	健康福祉部長
	産業労働部長
佐賀市	市 長
小城市	市 長
佐賀土地改良区	理事長
佐賀県筑後川佐賀西部地域推進連絡協議会	会 長
九州電力(株)佐賀水力センター	センター長
佐賀市上下水道局	上下水道事業管理者
王子マテリア(株)佐賀工場	工 場 長
杵島工業用水道企業団	企 業 長
佐賀西部広域水道企業団	企 業 長
国土交通省 佐賀河川事務所	所 長